

## 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度

**対** 主に自らの居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置する人(実績報告時までの転入・転居者も含む)、自らが居住する目的で市の補助認定を受けている合併処理浄化槽付の建売住宅を購入した人

**補助金額** 設置に要する費用の40%に相当する額以内とし、限度額は次のとおりです。

区分	人槽	上限金額
新設および建築確認申請を伴う工事	5	40,000円
	6~7	60,000円
	8~10	90,000円
単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換…④	5	444,000円
	6~7	486,000円
	8~10	576,000円
④に伴う単独処理浄化槽、くみ取り便槽撤去		+90,000円
④に伴う宅内配管工事(くみ取り便槽からの転換を除く)		+200,000円

**対象地域** 下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域

**補助対象** 高度処理型(窒素またはリン除去型)、かつ国庫補助指針に適合する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽

**申請期日** 合併処理浄化槽の工事着工前(当該年度の2月末日までに設置完了および実績報告を行うこと)

補助内容が一部変更になったよ！お得にエコしよう！



## 環境のための補助制度をご活用ください

市では、環境対策のため、一定の要件を満たす人や事業者へ予算の範囲内で各種補助金を交付します。これらの制度を活用し、環境保全と地球温暖化防止にご協力ください。

※各補助制度の内容は変更されることがあります。 ※市HPで申請書やパンフレットをダウンロードできます。

※一部補助制度では様式を変更しています。旧様式は使用できませんのでご注意ください。

※各種補助制度共通の要件は、市税を滞納していないことです。

環境推進課 ☎62-1017

## 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度

住宅用太陽光発電システム単体での補助は、9月末日までの申請で終了します。10月1日からは、対象設備を同時設置(年度内)した場合に限り、住宅用太陽光発電システムの補助を受けられます。

**対** 自らが居住する市内の住宅にシステムを購入し設置する人(実績報告時までの転入・転居者も含む)、市内に住所を有し自らが居住する目的で市の補助認定を受けているシステム(太陽熱利用システムは補助認定不要)付の建売住宅を購入した人

※太陽熱利用システムは、実績報告が不要のため申請時に自らが居住する市内の住宅にシステムを設置していることが要件

**補助対象システムおよび補助金額**

補助対象システム	補助金額	
住宅用太陽光発電システム*	設置に要する費用の額で1kWあたり50,000円(上限200,000円)(1,000円未満切捨て)	
住宅用高効率エネルギーシステム(エネファーム)	100,000円	
住宅用エネルギー管理システム(HEMS)	設置に要する費用の額で上限20,000円(1,000円未満切捨て)	
住宅用リチウムイオン蓄電システム	設置に要する費用の額で上限100,000円(1,000円未満切捨て)	
住宅用電気自動車等充電システム	設置に要する費用の額で上限50,000円(1,000円未満切捨て)	
住宅用太陽熱利用システム ※太陽光発電システムと一体型のシステムを設置する場合は、太陽光発電システムとの併給不可	自然循環型	25,000円
	強制循環型・空気集熱型	50,000円

\*10月1日からは、HEMSおよび住宅用リチウムイオン蓄電システムまたはHEMSおよび住宅用電気自動車等充電システムを年度内に設置しているまたは住宅用太陽光発電システムと同時に設置する場合に限り補助対象となります。

**申請期日** 補助対象システムの設置工事着工前(年度内に設置完了および実績報告を行うこと)

※住宅用太陽熱利用システムのみ保証の開始日後90日以内

## 次世代自動車購入費補助制度

**対** ▶個人用…車検証の登録年月日または標識交付証明書の交付年月日の6か月以上前から引き続き市内に在住し、市内を使用の本拠とする次世代自動車を、非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した人

▶事業用…市内の事業者で、市内の事業所を使用の本拠とする次世代自動車(排気量1.8ℓ以下)を、自ら使用し自らの事業の用に供する目的で新車購入した事業者(1年度につき1台を限度。ただし、超小型電気自動車1台とその他補助対象車種1台の組合せは可)

**補助金額**

燃料電池自動車(個人用)	車両本体価格と(一社)次世代自動車振興センターが定める該当車両の基準額との差額に3分の2を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の10%(上限500,000円)
燃料電池自動車(事業用)	車両本体価格と(一社)次世代自動車振興センターが定める該当車両の基準額との差額に2分の11を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の10%(上限400,000円)
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車(個人用)	車両本体価格の10%(上限300,000円)
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車(事業用)	150,000円
超小型電気自動車(個人用、事業用)	車両本体価格の10%(上限70,000円)

**申請期日** 車検証の登録年月日または標識交付証明書の交付年月日から90日以内

## 生ごみ処理機器購入費補助制度

**対** 市内在住、市内に共同住宅を所有する人または市内に共同住宅を建設する事業所。市が承認した販売指定店で購入することおよび生ごみ処理機・コンポスト容器それぞれ過去3年間補助を受けていないことが条件

**補助金額** ▶生ごみ処理機(電動、手動などによる機器)…販売価格(税込)の2分の1(上限30,000円)

▶コンポスト容器(容量70ℓ以上の機器)…販売価格(税込)の2分の1(上限5,000円)

**申請期日** 販売指定店での対象機器の購入日から90日以内

## 31年度 かりやエコポイントプロジェクト 4月15日(月)スタート

エコ活動でポイントを貯めて、ごほうびをもらっちゃおう!



**参加申込み** 既に申込み済みの人は不要。カードは引き続き使用可。

### エコ市民宣言 10ポイント

※30人以上のグループでの申込みは25ポイント、紹介者・メール登録者には5ポイントを発行

かりやエコポイントカード発行



### ①ためる エコ活動の実施

#### NEW 指定の環境イベントに参加

10ポイント/イベント  
(3回参加すごとに、20ポイントを加算)  
今年度、新たに「連携講座」を開催予定。  
全て参加すると50ポイントもらえます!  
※詳しくは、市HPなどに掲載します。

#### ●リサイクルプラザ エコくるの利用

出品、購入または傘の修理  
10ポイント/日

#### ●グリーンカーテン コンテストに参加

参加登録10ポイント  
実績報告75ポイント



#### ●環境家計簿の提出

85ポイント/月(最大6か月)  
※2か月以上記入する場合は連続する月

#### ●節電キャンペーン

7~9月、12~2月の電気使用量を削減できていればポイントを発行  
削減量×4ポイント/1・2か月  
削減量×8ポイント/3か月

#### ●ペットボトルキャップの回収

10ポイント/2kg

#### ●刈谷おもちゃ病院の利用

おもちゃの修理の依頼  
10ポイント/おもちゃ1個

#### ●観光案内所での レンタサイクルの利用

10ポイント/日

#### ●省エネ啓発機器の借用

15ポイント/回(最大3回まで)

ほか

### ②つかう 自分や地球にごほうび!

#### ●商品券などと交換

500ポイント  
・市商店街連盟発行 500円分商品券  
・交通児童遊園回数券(11枚つづり)



#### ●エコ商品と交換

トイレトーパー、伯方の塩 ほか

#### ●懸賞に応募

5ポイント/1口  
・1人年間10口まで  
・サンモリーユ下條ペア宿泊券や協賛事業者・団体からの提供商品が当たります。

※詳しくは9月ごろ発表

#### ●環境活動に寄付

1ポイントから

## 協賛事業者・団体募集中

※詳しくは市HPをご覧ください。

**時** ポイント発行 4月15日(月)~2020年3月15日(日)

ポイント還元 10月1日(火)~2020年3月15日(日)

**対** 市内在住、在勤または在学の人、市内に活動拠点を有する団体

**申** ポイント発行期間中に、申込書(市HPからダウンロード・環境推進課で配布)をFAX(24-3481)、Eメール(kankyo@city.kariya.lg.jp)、郵送または直接、環境推進課(〒448-8501 刈谷市役所)へ。

※市HPからも申込可

**問** 環境推進課 ☎62-1017